

農場HACCP認証をめぐる最近の状況等



令和8年1月
中央畜産会(衛生指導部)

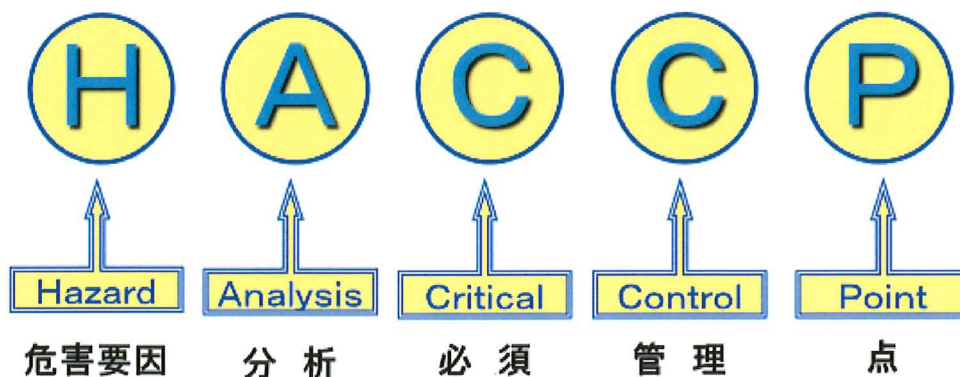
1. 農場HACCPについて

- 畜産物の安全性向上のためには、**個々の生産農場における衛生管理を向上**させ、病原微生物等による汚染リスクを低減し、健康な家畜を生産することが重要
- HACCPは、確実に安全な食品を作る必要がある宇宙食のために、米国のNASAが発案した手法で、**食品製造の分野では世界中で取り入れられている**
- 農場HACCPは、HACCPの考え方を採り入れ、**農家段階での危害要因をコントロール**する手法



(参考1)農場HACCPについて

(1)HACCPの意味等

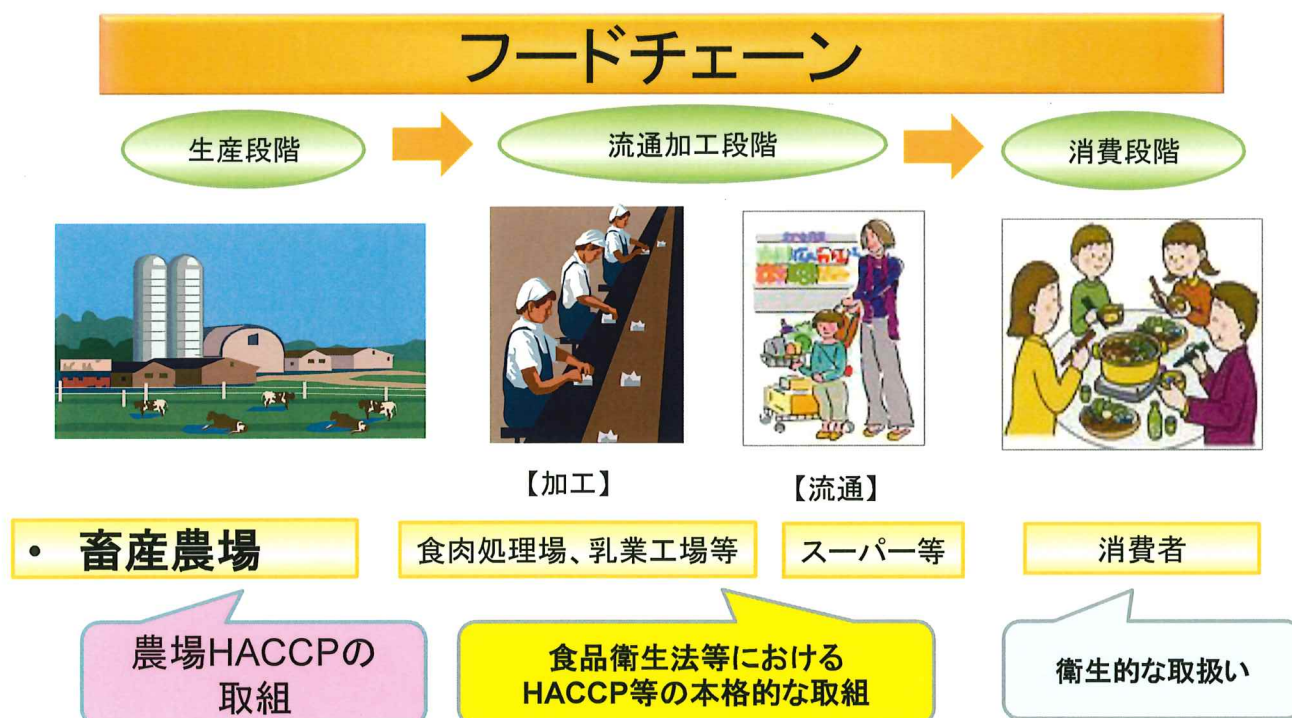


食品の原材料や、製造の全工程で、どこにどのような危害があるのか、それはどんな管理をすれば避けることができるのかを判断し、文書化し、実行して記録を残すことにより、安全性を保証する衛生管理のシステム



2

(参考2)(2)食品衛生における農場HACCPの位置づけ



農場から消費者へ一貫した衛生管理による安全な畜産物の供給

3

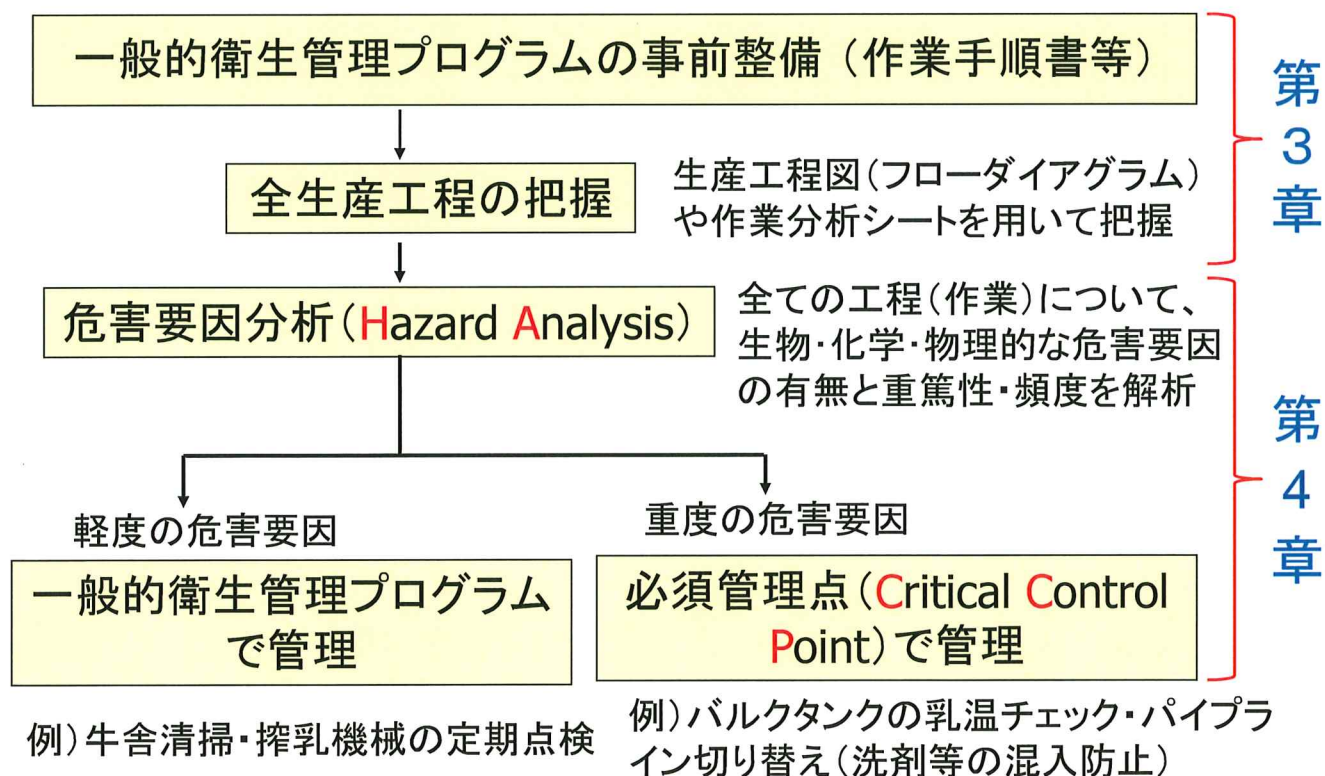
(参考2)

(3) 安全確認に関する従来方式とHACCP方式の違い

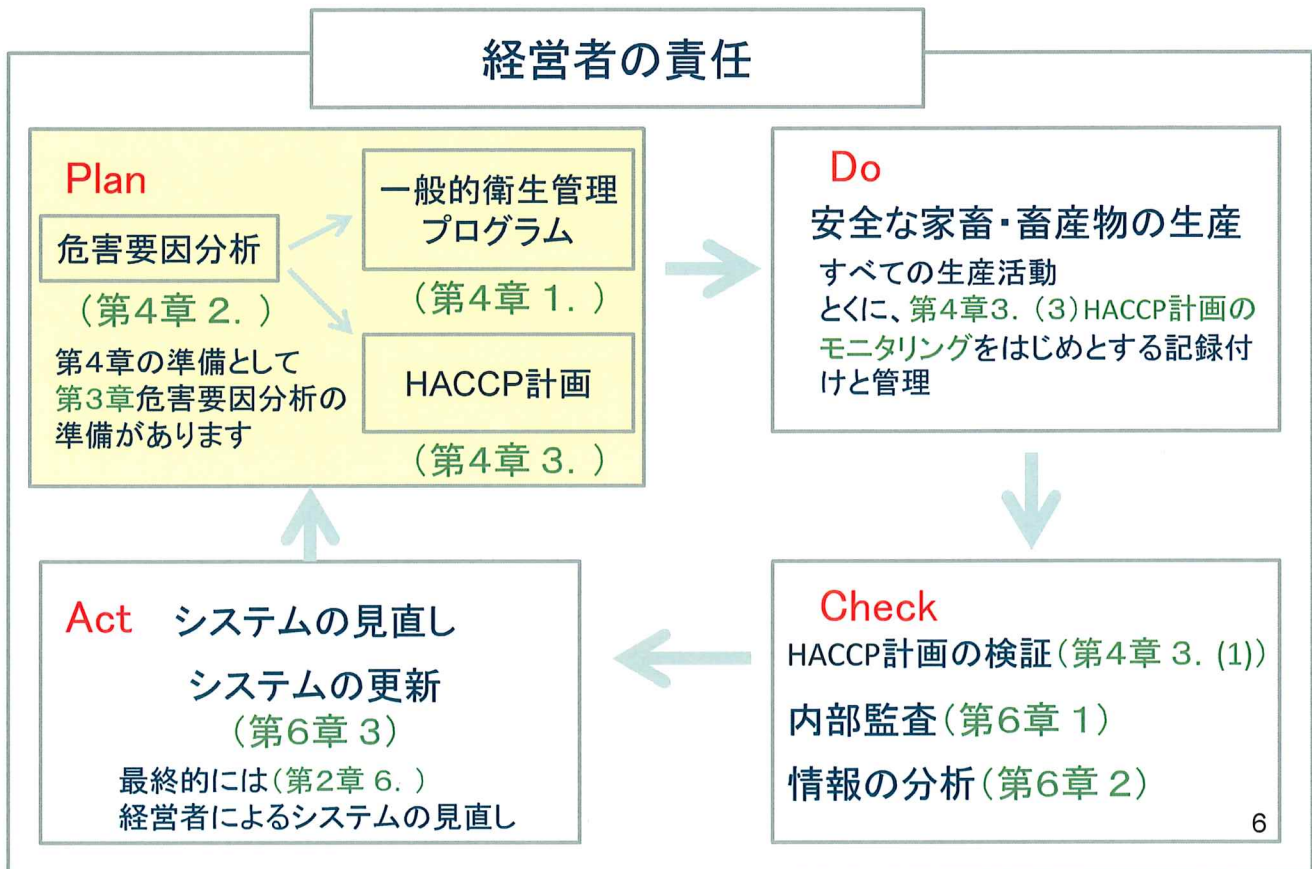


4

(参考2) (4) 農場HACCP取組の手順



(参考2) (5)PDCA サイクルによる衛生管理システムの進化



2. 農場HACCP認証制度の経緯

(1) 認証制度の開始

- 農林水産省は、平成16年に、畜産現場において遵守すべき「飼養衛生管理基準」を策定
- 「飼養衛生管理基準」を基本に、CODEXやISOの基準に基づき、平成21年度に「農場HACCP認証基準」を公表
- 平成23年、認証審査の普及推進を進める農場HACCP認証協議会が設立され、認証機関として、中央畜産会及びエス・エム・シーが業務を開始

2. 農場HACCP認証制度の経緯

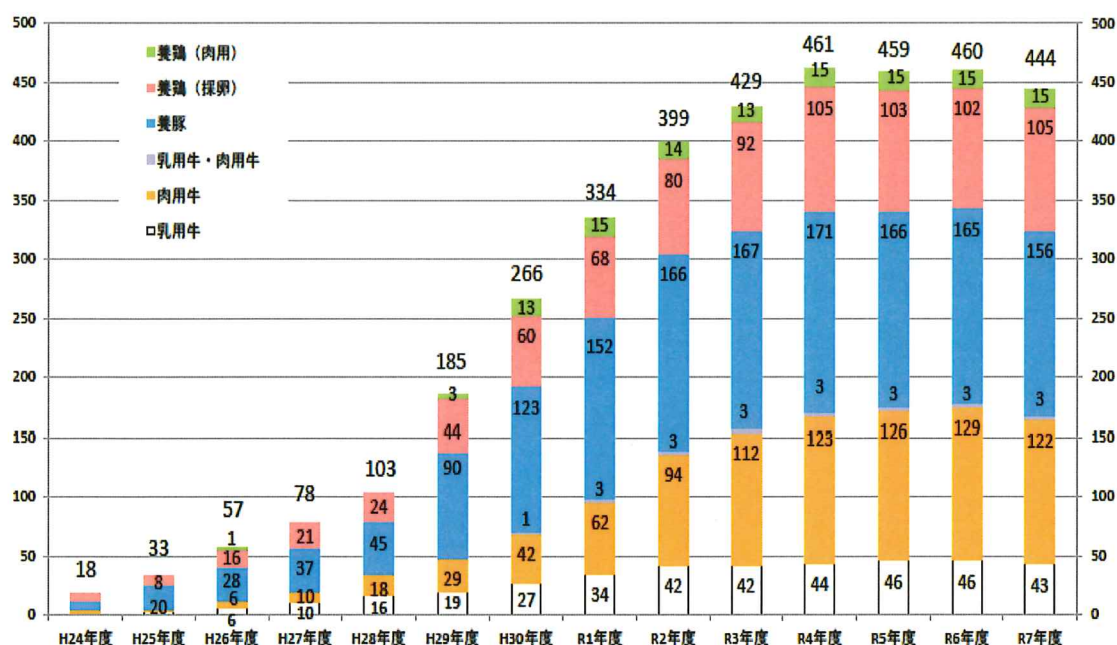
(2) 認証農場数の推移

- 認証業務の開始以降、認証農場数は順調に増加を続け、令和7年5月末時点の認証農場数は**444農場**
【内訳】乳用牛(43)、肉用牛(122)、乳用牛・肉用牛(4)、豚(156)、採卵鶏(105)、肉用鶏(15)
- 平成29年度から認証農場数が大幅に増加し、令和3年度までの5年間で2倍以上に拡大
- 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症、家畜伝染性疾病の発生、生産資材の高騰等により、認証継続を中断するケースも多くなり、**横ばい傾向で推移**

8

(参考3) 農場HACCP認証取得農場数の推移

(令和7年10月30日時点)



5

3. 農場HACCP認証の指導員・審査員の養成

- 中央畜産会では、農場HACCPの農場指導員の養成・力量向上のための研修を実施、道府県畜産会等と連携し、農場HACCP認証の普及、構築指導を推進
- 農場HACCP認証協議会では、認証審査を行う審査員の養成・力量向上のための研修、審査員の登録を実施
- 令和7年3月時点の審査員の登録者数は**182名**、主任審査委員は**97名**

10

4. 農場HACCP認証マークの表示



- 認証農場は、農場の看板、従業員の名刺、ホームページ、運送車両等に認証マーク表示が可能
- 平成30年から、**農場で生産された畜産製品**についても、認証農場由来の畜産物に限定される等の制約はあるものの、認証マークの貼付を可能としたところ（令和7年6月時点で**33社**、**36製品**が許諾済）
- 内訳は、牛乳4、牛肉11、豚肉6、鶏卵11、鶏肉1、ナチュラルチーズ2、ハム・ソーセージ1

11

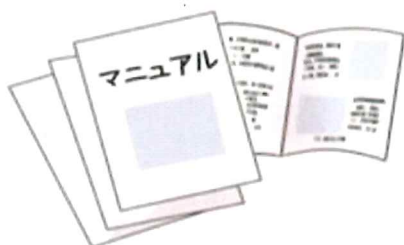
5. 農場HACCPの評価及び今後の課題

- 農場HACCP認証は、安全な畜産物の生産、生産性の向上、収益性の改善等といった点で高い評価
- 一方で、流通業者・消費者における認知度が不十分で販売面でのメリットが感じられにくいとの声
- こうした中で、海外への輸出拡大等の観点や大阪・関西万博、における食材の調達基準の要件とされているように、今後、**SDGs(持続可能性への配慮)への対応が重要**になると考えられる

12

(参考4) 農場HACCPに取り組む生産者の声(例)

担当者の衛生意識や、農場の衛生レベルが向上し、家畜伝染病の侵入防止に役立っている。



出荷先からのクレームが減少し、信頼の向上につながった

家畜の育成率が向上し、生産コストの低減や収益性の改善につながった。

マニュアルを作ったり、記録を残したり、ちょっと大変そうだけど、やりがいがあるね！



13

(参考5) 農場HACCPに関する情報はこちらから！

農場HACCPの3分動画を配信中 (YouTube)



実写版



まんが版

14

(参考6) 大阪万博及び横浜花博への食材提供に関する対応

- ・大阪万博及び横浜花博の食材提供に当たっては、博覧会協会が定める「持続可能性に配慮した畜産物の調達基準」を満たす必要
- ・具体的な内容は、①食材の安全、②環境保全、③労働安全、④人権保護、⑤アニマルウェルフェアに関する措置
- ・このため、中央畜産会では、博覧会の食材調達基準を満たす「持続可能性配慮の農場HACCP認証の指定※」制度を新たに創設 (令和6年12月)

※農場HACCP認証農場を対象に、持続可能性に配慮した取組が行われているかをチェックリスト等により点検(県畜産会がサポートを実施)

15

6. 高度化対応の認証制度(案)について

(1) 基本的な考え方

- 認証の名称(仮称)は、**農場HACCPプライム**
- **農場HACCP認証はそのまま存続し、申請者の希望により、持続可能性に関する基準をオプションとして追加**
(追加内容は、「**労働安全**」、「**環境管理**」、「**アニマルウェルフェア**」、「**人権配慮**」の4項目)

16

(高度化対応の認証基準(案)のイメージ)

農場HACCP認証基準

(HACCPによる高レベルの家畜飼養衛生管理)

危害要因分析の実施
HACCP計画の策定 重要管理点CCPの設定
法令遵守 家畜伝染病予防法 (飼養衛生管理基準) 食品衛生法等

+

(持続可能性に関連する管理)
※農家の希望により追加が可能

労働安全	環境管理	アニマルウェルフェア	人権配慮
------	------	------------	------

17

4. 高度化対応の認証制度(案)について

(2) 認証審査の進め方

- 審査は、農場HACCPの認証審査(初回、維持、更新)と一体的に実施
- 申請者の負担を軽減するため、以下の対応も検討
 - ① 認証基準(労働安全、環境管理)において、想定されるリスクや実施すべき対策を例示
 - ② チェックリストで達成状況を確認
 - ③ 認証基準の解説書を作成

18

5. 認証基準(案)

① 労働安全

- ・ 危険な可能性のある作業(※1を例示)について、各農場ごとの状況(畜種、飼養規模、機械・設備等)を勘案したリスク評価がされている、及び防止対策(※2を例示)が作成・実施されている
- ・ なお、リスク評価、防止対策及び実施状況を詳しく記述した一覧表を添付

※1: 家畜との接触、設備・機械、トラクター、草刈り機等の使用、重量物の取り扱い、農薬・消毒薬の使用 等

※2: 教育訓練、保護具の着用、危険場所の改善、表示板の設置、作業手順書の作成等

19

5. 認証基準(案)

②環境管理

- ・家畜排せつ物、農場で発生する廃棄物及び排出水について、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(管理基準)」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」等に従い、適切に管理されている
- ・農場における資源の有効利用、周辺環境への配慮の取り組み(※を例示)が行われている
- ・なお、資源の有効利用等の取り組み内容及び実施状況を詳しく記述した一覧表を添付する

※: 家畜排せつ物の利用促進、良質な堆肥生産、省エネ、廃棄物削減、土壌診断を通じた肥料等の適正利用

20

5. 認証基準(案)

③アニマルウェルフェア

- ・農水省のアニマルウェルフェアに関する技術的指針(畜種別の飼養管理、輸送、安楽死)を理解している
- ・「飼養管理」に関しては、農水省の技術的指針に関するチェックリストの点検が行われ、その記録が残されているとともに、チェックリストの点検項目の取り組みがされている
- ・「輸送」に関しては、農水省の技術的指針に関するチェックリストの点検が行われ、その記録が残されているとともに、チェックリストの点検項目の取り組みがされている
- ・「安楽死」に関しては、安楽死に携わる者が安楽死に関する知識や技能の習得に向けた取り組みを行っている

21

5. 認証基準(案)

④人権への配慮

- ・人権尊重に関して意識すべき項目(※を例示)を理解している

※ 強制労働・児童労働の禁止、差別の排除、外国人労働者の権利の尊重、労働条件・環境の改善、過剰・不当な労働時間の禁止、適切な労働管理、公正な賃金の支払い、暴力とハラスメントの禁止 等

- ・人権尊重に関して意識すべき項目が適切に実施されている、又は必要な取り組みが実施されている

22

6. 今後の予定等

- ・畜産農場における生産工程管理等高度化促進事業(令和7～9年度)において、高度化対応の認証基準の検討、認証制度の確立等を図るとして、以下の内容を実施(予定)

【 7年度 】

①高度化対応の認証基準に関する検討

(検討委員会の開催、海外の認証制度実態調査)

②高度化対応の認証制度創設に関する普及啓発活動

(農家への指導、説明会の開催)

③大阪万博の食材調達コードを満たす認証取得(農場HACCP持続可能性配慮指定等)に対する審査費用の補助等

23

7. 今後の予定等

【 8～9年度 】

①高度化対応の認証制度の運用等に関する検討

②高度化対応の認証制度の創設等に関する普及啓発活動
(農家への指導、説明会の開催)

③高度化対応の認証取得及び2027国際園芸博覧会(横浜花博)の
食材調達コードを満たす認証取得(農場HACCP持続可能性配慮
指定等)に対する審査費用、構築指導等の補助等

- ・ なお、高度化対応の認証基準(案)等の検討結果については、農林水産省に報告し、農場HACCPプライム認証制度の創設に向けた参考資料として活用される予定

24

(参考7)海外における認証制度の最近の動向

(1)カナダ: VBP + (Verified Beef Production Plus)

- ・ VBPはカナダ肉用牛協会による食品安全に重点をおいた肉用牛農場の衛生管理に関する認証制度(2004年創設)
- ・ 2016年、持続可能な牛肉生産に関する消費者・小売業者からの要望に対応するため、アニマルウェルフェア、バイオセキュリティ及び環境管理の要素を加えたVBPプラスを創設
- ・ VBPプラスは、生産者の自己点検や教育訓練的な性格を有する認証システム
- ・ VBPプラスの国内生産カバー率は49%程度(うち、フィードロット77%、繁殖牛9%)

25

(参考7) 海外における認証制度の最近の動向

(2) スペイン: グローバルSLP (Smart Livestock Practice)

- グローバルSLPは、2024年12月に、グローバルGAP(ドイツ)が畜産の認証部門から撤退したことから、新たに、畜産専門の認証システムを立ち上げ、その普及拡大の取組を展開
- 認証基準としては、①全農場、②畜産農場、③畜種ごとのパーツを組み合わせた基本となる認証基準の他に、申請者の希望に応じて、追加の基準(輸送、アニマルウェルフェア、サプライチェーン監視等)を追加することが可能
- なお、グローバルGAPが畜産部門から撤退した背景は、①ヨーロッパ各国で独自の認証制度が存在し、これ以上の普及拡大が難しい、②農産と畜産ではその生産システム等に共通性が少なく、一体的な活動が難しい等の理由

令和7年12月3日

事務連絡

農場HACCP認証農場 各位

公益社団法人中央畜産会衛生指導部

流通事業者等向け食材提供に関するアンケート調査への協力依頼について

中央畜産会では、令和6年度において、農場 HACCP 等の認証農場で生産された畜産物について、大阪万博への食材利用が進むよう、食材提供業者（バイヤー）へ供給する意向を持つ農場の情報（コンタクトリスト）を取りまとめ公表するとともに、その情報を活用したマッチング商談会の開催を行ったところです。

令和7年度以降においては、こうした経験をもとに、引き続き、令和9年3月から開催予定の国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027、横浜市）※1を含めて、多方面にわたる販路の拡大を志向する農場の情報（コンタクトリスト）を取りまとめ、幅広い流通・販売業者に対し積極的に発信し、生産物の販売が促進する一助にしたいと考えています。（なお、コンタクトリストの対象としては、国際園芸博覧会への食材提供の意向のある者に限定するものではありません。）

このため、令和6年度と同じく、(株)博秀工芸（担当：松本）へコンタクトリスト作成のためのアンケート調査を業務委託する予定としており、ついでには、食材提供を拡大する意向を有する認証農場におかれましては、当方の趣旨をご理解の上、添付の（株）博秀工芸社のアンケート調査に協力（回答※2）をお願いいたします。（回答期限：令和8年1月末）

※1：国際博覧会の食材提供の対象となる農場 HACCP 認証としては、持続可能性配慮の指定、又は JGAP 差分認証を受けていることが前提となります。（詳しくは、中央畜産会の以下の担当者へお問い合わせください。）

※2：アンケート用紙による FAX 通信、またはスマホ・パソコンによる入力を選択できる。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人中央畜産会 衛生指導部

担当：山本、中山、大友、鈴木

TEL:03-6206-0835、メールアドレス：eisei@sec.lin.gr.jp

令和 7 年 12 月 3 日

農場 HACCP 認定農場 各位

株式会社博秀工芸 松本

認証農場様の食材提供に関する情報提供について

弊社は、公益社団法人中央畜産会からの委託を請け、アンケートにより収集した販路拡大に意欲のある認証農場の情報をコンタクトリストにし、中央畜産会の HP に掲載する等にて流通業者様等へ提供します。

(この情報は、令和 9 年 3 月開催の国際園芸博覧会への情報提供としても活用させていただきます)

《ご回答方法》

- インターネット: 下記 QR コード、URL からご回答いただけます
- FAX: 別紙アンケートでもご回答いただけます。
下記 FAX 番号に送付ください。

スマートフォンからご回答の場合

食材提供用アンケートフォーム



FAX でご回答の場合

両面共にお送りください

送信先 FAX : 03-3834-4390

PC からご回答の場合

回答期限: 令和 8 年 1 月末

<https://pro.form-mailer.jp/lp/45d02d19343500>

-
- ・情報提供に同意される方のみご回答ください。
 - ・情報セキュリティにつきましては、公益社団法人中央畜産会と弊社との秘密保持契約書に基づくものとします。
 - ・アンケートは、個人情報保護方針に則り、収集した情報を目的以外に使用いたしません。
-

アンケート回答についてのお問合せ先: 博秀工芸 TEL 03-3836-3680

食材提供に関するアンケート調査等について

FAX
送信用

別紙案内書のQRコード、中央畜産会ホームページからも同アンケートにご回答できます。

認証農場の
皆様

新たな販路拡大にチャレンジしましょう!

あなたの農場を、多くの食材提供業者 (バイヤー)に紹介させていただきます!

いただいたアンケート内容は、コンタクトリストとしてバイヤー等へ提供すると共に、
中央畜産会ホームページにも掲載する予定です。

また、令和9年3月開催予定の国際園芸博覧会(花博)にも活用させていただきます。

あなたの農場を知ってもらい、新たな販路拡大の
チャンスにつながります。

※記入漏れが多いと、折角アンケートに答えても
流通業者等へのアピールの効果が小さくなると
考えられますので、ご注意願います

注) 情報提供に同意する方のみご回答ください
(記入又は該当するものに○をつけてください)

1 農場 HACCP 認証の内容

・認証番号: _____ ・認証取得農場名: _____
・住所: _____
・電話: _____ ・FAX番号: _____
・メール: _____ 代表者名: _____
・アドレス: _____ (役職も記入): _____

2 飼養する畜種、頭羽数(又は年間出荷頭羽数)を教えてください

※複数畜種がいる場合は、それぞれご記入ください

・牛(乳用):() ・牛(肉用):() ・豚:()
・鶏(卵用):() ・鶏(肉用):()

3 普段、どのような業者やスーパーなどと取引されていますか?(可能な範囲の回答で結構です)

[]

4 供給可能な畜産物の品目に○をつけてください

牛肉 豚肉 鶏肉 鶏卵 牛乳
加工品(チーズ、ヨーグルト、ハム、ソーセージ、その他[

])

FAX:03-3834-4390(業務委託会社:株式会社博秀工芸)

※両面ともにお送りください。

1/2

5 新規の需要に対し供給可能な畜産物の量はどれくらいありますか？(以下に具体的に記入ください)

[]

6 新たな食材提供の要望があればどのような対応が可能ですか？

具体的な商談を行いたい ・ 先方から問い合わせがあれば対応する ・ 情報交換からスタートしたい
その他(具体的な内容があれば以下に記入ください)

[]

7 令和9年3月横浜市で開催される国際園芸博覧会(花博)へ食材提供したい意向や関心を持っていますか？

意向がある ・ 関心がある ・ 意向も関心もない

8 花博の食材提供の情報について提供されることを希望しますか

希望する ・ 希望しない

9 食材提供に関する担当者への問い合わせ先を教えてください

(1.と違う場合にご記入ください(本社や取引のある流通業者等の場合も含む))

・会社名: _____ ・住所: _____
・役職及び氏名: _____ ・電話番号: _____
・FAX番号: _____ ・メールアドレス: _____

10 農場のセールスポイントや流通業者へのアピールポイント

(積極的に記述いただくことで、販路拡大のチャンスが広がると期待されます)

[]

11 農場や商品の情報に関するホームページ(URL)等あれば以下にリンク先等を記入ください

[]

12 持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場指定取得の有無

有り ・ 今後取得予定 ・ 無し

13 差分審査による JGAP 認証取得の有無

※こちらの項目は、コンタクトリストとして中央畜産会のホームページ掲載の際は非公開となります

有り ・ 無し

個人情報保護方針に則り、収集した情報を目的以外に使用いたしません。

公益社団法人 中央畜産会衛生指導部(担当:山本・中山)
〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
(第2ディーアイシービル9階)
TEL:03-6206-0835 FAX:03-5289-0890

業務委託会社:株式会社博秀工芸
(担当:村瀬・松本)
〒113-0034 東京都文京区湯島3-21-4 第一三倉ビル7階
TEL:03-5818-5916 FAX:03-3834-4390

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN



A1クラスの国際園芸博覧会
37年ぶりの日本開催

「GREEN×EXPO 2027」とは

2027年に神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。「植物」「花」「緑」を総称し、「自然」「環境にやさしい」という「GREEN」、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせ、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。



公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥンク

「テーマ」

「幸せを創る明日の風景」

Scenery of the Future for Happiness

横浜スタジアム約28個分、
約100ヘクタールの広大なエリア

1000万株の 花と緑が集結

四季折々の花と緑が集い、豊かな自然や生物多様性を体感できる空間が広がります。
会期初めには、約40種600本の桜が咲き誇ります。



開催場所

神奈川県横浜市 旧上瀬谷通信施設

開催期間

2027年3月19日(金)～9月26日(日)

公式SNS

公式ウェブサイト



X



Instagram



Facebook



YouTube



LinkedIn



お問い合わせ

GREEN×EXPO協会(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

☎ 045-307-2027 ✉ info@expo2027yokohama.or.jp



2025年8月版

4 畜産物

協会、サプライヤー等が提供する飲食サービスに使用される畜産物については、「持続可能性に関する基準（共通基準）」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準

- 1 本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品（※）及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。
サプライヤー等^{注1}は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物における生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。

- 2 上記1の畜産物について、持続可能性の観点から、以下の(1)～(5)が求められる。
 - (1) 食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
 - (2) 環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
 - (3) 作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
 - (4) 作業者の人権保護を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
 - (5) 快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した OIE（国際獣疫事務局）陸生動物衛生規約等^{注2}に照らして適切な措置が講じられていること。
- 3 JGAP による認証を受けて生産された畜産物については、上記 2 への適合度が高いものとして原則認める。
- 4 上記 3 の畜産物以外を必要とする場合は、環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて、公的機関等による第三者の確認を受けて生産されたものを調達することとする。^{注3}

- 5 サプライヤー等は、畜産物を選択する上で、畜産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、日本国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物^{注4}の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤー等が、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつ、これを検討しなければならない。
- 6 サプライヤー等は、海外産等の畜産物で、上記 2 への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
- 7 サプライヤー等は、トレーサビリティの確保のため、使用する畜産物について、上記 3～6 及び下記 8 に該当するものであることを示す書類を本園芸博終了後から 1 年間保管し、協会が求める場合は、これを提出しなければならない。
- 8 上記 2 に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、持続的な畜産物生産に取り組む酪農・畜産農家が生産した畜産物^{注5}を最大限調達することが推奨される。また、これらの取組を行うことを宣言したサプライヤー等は、その取組内容および調達状況を公表することとする。

注 1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー等」を「ライセンシー」に読み替える。また、出展者等が調達する物品・サービス・工事等に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

注 2：日本においては、この規約等に準じて国が策定した畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針に示されている「実施が推奨される事項」。

注 3：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき認定された取組を通じて生産された畜産物等。但し、サプライヤー等は上記 2 の(1)、(3)、(4)及び(5)にも配慮を行い調達すること。

注 4：みどりの食料システム戦略に基づく取組等、環境負荷低減に貢献するものも含む。

注 5：有機畜産により生産された畜産物、農場 HACCP の下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物、障害者が主体的に携わって生産された畜産物、温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物、強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物、国産飼料で生産された畜産物、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013 認証品）、循環型有畜複合生産農場で生産された畜産物。

(別添参考3)



農場HACCP認証制度について

<畜産畜産会HP>

農場HACCP
認証制度について

農場HACCP
審査員研修会

農場HACCP
推進農場について

消費者・流通業者の
皆さま

認証農場

農場HACCP関連の
参考資料

畜産農家の
皆さま

農場HACCP
指導員研修会

食材提供に関する
情報提供

大阪万博

食材提供関連(終了)

持続可能性配慮の農場HACCP認証農場指定

農場HACCP認証を取得した認証農場の中でSDGs（持続可能性な開発目標）等の社会的ニーズに対応している農場を「持続可能性配慮の農場HACCP認証農場」として公益社団法人中央畜産会が指定しています。



全指定農場リスト

PDF [DOWNLOAD](#)



新規指定農場

PDF [DOWNLOAD](#)

SDGs等の社会的ニーズに対応している認証農場の指定を受けてみませんか？



指定要領について

PDF [DOWNLOAD](#)



申請書

Word [DOWNLOAD](#)



指定手続きの流れ

PDF [DOWNLOAD](#)



別記様式1、2

Excel [DOWNLOAD](#)



別記様式3

Word [DOWNLOAD](#)



申請に必要な書類リスト

PDF DOWNLOAD



持続管理に関する確認表について
(指定要領の別紙)

PDF DOWNLOAD



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



確認表に関する解説書

PDF DOWNLOAD

参考資料

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | 家畜（ 乳用牛 、 肉用牛 、 豚 、 採卵鶏 、 ブロイラー ）の飼養管理に関する技術的な指針 | Link  |
| 2 | 家畜の輸送に関わる技術的な指針 | PDF  |
| 3 | 家畜の農場内における安楽死に関する技術的指針 | PDF  |
| 4 | 家畜（ 乳用牛 、 肉用牛 、 豚 、 採卵鶏 、 ブロイラー ）の飼養管理及び輸送に関する技術的な指針に関するチェックリスト | Link  |
| 5 | 食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン | PDF  |

お問合せ：公益社団法人 中央畜産会衛生指導部（農場HACCP認証協議会事務局）

(別紙) 持続管理に関する確認表

注) 以下に示された□の確認項目について、☑ (実施されている) が必要です (ただし、■ (該当しない) は除く)。

また、参考資料として、別記様式1、別記様式2、別記様式3及びアニマルウェルフェアに関するチェックリスト (家畜の飼養管理、家畜の輸送) も添付する必要があります。

1. 労働安全

(1) 危険な可能性のある作業に関する防止対策の実施

以下に示された農場の飼養生産管理における危険な可能性のある作業等について、リスク評価され、防止対策が作成・実施されている場合に☑を記入する (農場での作業が該当しない場合は■を記入)。

なお、参考資料として、別記様式1 (労働安全に関するリスク・対策・実施状況 (一覧表)) を添付する。

- ☐ 家畜との接触を伴う作業
- ☐ 畜舎設備・機械 (バークリーナー等) の使用
- ☐ トラクター・荷物運搬車両 (フォークリフト等) の使用
- ☐ 草刈り機の使用
- ☐ 重量物の取り扱いの作業
- ☐ 農薬及び消毒薬の使用等
- ☐ 農場内の危険な場所や環境下 (高所、酸素欠乏の可能性のある施設、暑熱環境等) での作業

(2) その他の対策

以下に示された対策を行っている場合に☑を記入する。

- ☐ 危険を伴う作業には安全を確保する上で適切と考えられる作業員が担当している。
- ☐ 事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるための取り組みを行っている。
- ☐ 設備・機械の事故防止のための取り組みを行っている。
- ☐ 使用している設備・機械及び運搬車両について、生産物の汚染や事故を防ぐための取り組みを行っている。

2. 環境管理

(1) 農場で発生する家畜排せつ物について、以下に示された保管・管理等がされている場合に☑を記入する。(ただし、飼養規模が牛 10 頭未満、豚 100 頭未満、鶏 2,000 羽未満の場合は■を記入)

- ☐ 堆肥や固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう）で築造し、適当な覆い及び側壁を設置して保管・管理している
- ☐ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽で保管・管理している
- ☐ 定期的到家畜排せつ物の管理施設を点検し、施設や設備が破損している時は早急に修理している
- ☐ 家畜排せつ物の年間の発生量等について記録している

(2) 農場で発生する廃棄物及び排出水（家畜の尿、畜舎洗浄水等）について、以下に示された保管・管理等がされている場合に☑を記入する。

- ☐ 廃棄物について、環境を汚染しない方法で保管している。
- ☐ 産業廃棄物の収集運搬・処分等を委託する場合、マニフェスト（産業廃棄物管理票）、委任状等により管理している。
- ☐ 生産工程で発生する排出水（家畜の尿、畜舎洗浄水等）について、環境を汚染しない方法で適切に処理・排水している。

(3) 農場における資源の有効利用、周辺環境への配慮として、以下に示された取り組みが行われている場合に☑を記入する。

なお、参考資料として、別記様式 2（環境管理（資源の有効利用、周辺環境への配慮）に関する内容・実施状況（一覧表））を添付する。

- ・家畜排せつ物の利用促進 ・良質なたい肥の生産
 - ・省エネのための取り組み ・廃棄物の削減の努力
 - ・土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な利用等（自給飼料生産を行っている場合）
 - ・その他の取り組み
- ☐ 示された取り組み項目のうち、2 つ以上を実施している。

3. アニマルウェルフェア

(1) 以下に示されたアニマルウェルフェアに関する技術的指針（農林水産省畜産局長通知）を理解している場合に☑を記入する。

- ☐ 飼養管理に関する技術的な指針（農場が飼養している畜種（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏又はブロイラー））
 - ☐ 家畜の輸送に関する技術的な指針
 - ☐ 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針
- (2) 家畜の飼養管理に関する技術的な指針に関するチェックリスト（農林水産省畜産局畜産振興課作成）について、以下に示された取り組みを実施している場合に☑を記入する。
- なお、参考資料として、別記様式3（家畜の飼養管理に関する技術的指針に関するチェックリストの達成状況）及び点検済みのチェックリスト表を添付する。
- ☐ 該当する畜種のチェック項目の7割以上が実施されている。
 - ☐ チェックリストの点検の記録が残されている。（該当しないチェック項目は除く）
- (3) 家畜の輸送に関する技術的な指針に関するチェックリストについて、以下に示された取り組みを実施している場合に☑を記入する。
- なお、点検済みのチェックリスト表を添付する。
- ☐ チェック項目が実施されている。
 - ☐ 輸送を委託する外部業者に対し、技術的な指針の内容を遵守するよう依頼している。
- (4) 安楽死をさせなければならない場合に備えた準備として、以下に示された取り組みを実施している場合に☑を記入する。
- ☐ 安楽死に携わる者が、安楽死に関する知識や技能の習得に向けた取り組みを行っている。

4. 人権への配慮

以下に示された人権尊重に向けて意識すべき項目について理解するとともに、必要な取り組みが実施されている場合に☑を記入する。（ただし、該当しない項目については■を記入）

- ☐ 強制労働の禁止
 - ・労働者の自由な意思に反する雇用や労働の強制を行わない
 - ・労働は強制されるものではなく、労働者の退職や移動等の権利は保証される
- ☐ 児童労働の禁止
 - ・就業最低年齢（原則15歳）に達していない児童を雇用しない
 - ・18歳未満の年少者を健康や安全が損なわれる恐れのある危険業務に従事させない

い

- ☐ 差別の排除
 - ・人種、皮膚の色、宗教、性別、政治的意見、国民的出身、社会的出身、性的志向・性自認、障害の有無など「遂行すべき業務と何ら関係のない属性」に基づく差別的待遇を行わない
- ☐ 外国人労働者の権利の尊重
 - ・外国人労働者の立場の脆弱性を理解するとともに、外国人労働者の人権を尊重する
- ☐ 労働条件・労働環境の改善
 - ・使用者と労働者との間の労働条件、労働環境、労働安全等の意見交換を行う（年1回以上）
 - ・全ての労働者が労働組合を結成し、加入する（加入しない）権利を尊重する
 - ・組合活動や団体交渉活動をする労働者は、差別的行為や不利益扱いに対して十分な保護が与えられる
- ☐ 過剰・不当な労働時間の禁止
 - ・法令で認められた限度を超えて労働者を働かせない
 - ・十分な休日・休憩の確保と自由な利用を含め、労働者の労働時間を適切に管理する
- ☐ 適切な労務管理の実施
 - ・労働者名簿の整理
 - ・外国人労働者を採用する場合の在留許可があり就業可能であることの確認
 - ・文書による労働条件の提示
- ☐ 公正な賃金の支払い
 - ・使用者は、法定最低賃金以上の賃金を支払う
 - ・賃金は適切な方法で支払う
- ☐ 暴力とハラスメントの禁止
 - ・職場におけるハラスメントを防止するために、事業主が雇用管理上講ずべき措置が指針において定められており、実際に事案が発生した場合、事業主は雇用管理上の措置義務に基づき適切に対応する
- ☐ 先住民・地域住民の権利の保護
 - ・農場活動による先住民や地域住民への負の影響を防止する
- ☐ 消費者の安全と知る権利

- ・関連法令（食品表示法等）で規定されている表示方法を理解し、適切な表示を行う

5. その他

以下に示された取り組みを行っている場合に☑を記入する。（ただし、該当しない項目については■を記入）

（知的財産の保護）

- ☐ 知的財産を保護するための取り組みを行っている。

（外部組織の管理）

- ☐ 外部委託する作業について、農場が定めたルールに従うこと等について合意を得ている。

（入場者の衛生管理）

- ☐ 健康状態に異常（下痢、嘔吐、発熱、横断等の症状）のある入場者を把握するための健康状態を把握するための手順を文書化し実施している。

（エネルギー等の管理）

- ☐ 燃料・オイル類の保管・給油について、火災・爆発の発生、流出による環境汚染を防ぐための取り組みを行っている。

（動物医薬品の管理）

- ☐ 動物医薬品の薬効の確保や誤使用を防ぐための取り組みを行っている。

（食品残差等を利用して製造された飼料）

- ☐ 「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき、安全確保に取り組んでいる。

（個体識別）

- ☐ 家畜を個体もしくは群／畜舎で識別管理している。

(別記様式 1)

労働安全に関するリスク・対策・実施状況（一覧表）

危険な可能性のある場所・作業	リスクの具体的内容等	防止対策の内容（注 2）	実施状況
家畜との接触を伴う作業			
畜舎設備・機械（バンクリナー等）の使用			
トラクター・荷物運搬車両（フォークリフト等）の使用			
草刈り機の使用			
重量物の取り扱いの作業			
農薬及び消毒薬の使用等			
農場内の危険な場所や環境下（高所、酸素欠乏の可能性のある施設、暑熱環境等）での作業			

注 1：該当がない場合は―――を記入する。

注 2：防止対策として以下のものを参考に記述することも可

- ①労働安全に関する教育訓練
- ②適切な保護具・服装の着用
- ③危険場所等の改善
- ④表示板の設置
- ⑤畜舎設備・機械等の安全な使用
- ⑥車両等の安全な使用
- ⑦安全な作業手順書の作成及び遵守

(別記様式 2)

環境管理（資源の有効利用、周辺環境への配慮）に関する内容・実施状況（一覧表）

取り組み項目	具体的な内容	実施状況
家畜排せつ物の利用促進		
良質な堆肥の生産		
省エネのための取り組み		
廃棄物の削減の努力		
土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な利用等（自給飼料生産を行っている場合）		
その他		

注：該当がない場合は――を記入する。

(別記様式3)

「家畜の飼養管理に関する技術的な指針に関するチェックリスト」 の達成状況

注) チェックリスト(農林水産省畜産局畜産振興課作成)については、次の URL から検索ください。【 <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html#guidelines> 】
なお、チェックリストのうち、「快適な状態であるかを確認するためのチェックリスト」については達成率計算の対象外としますのでご注意ください。

(1) 乳牛

チェック項目数 ※該当しないものを除く (A)	達成項目数 (B)	達成率 (%) (B/A)

(2) 肉牛

チェック項目数 ※該当しないものを除く (A)	達成項目数 (B)	達成率 (%) (B/A)

(3) 豚

チェック項目数 ※該当しないものを除く (A)	達成項目数 (B)	達成率 (%) (B/A)

(4) 卵用鶏

チェック項目数 ※該当しないものを除く (A)	達成項目数 (B)	達成率 (%) (B/A)

(5) ブロイラー(肉用鶏)

チェック項目数 ※該当しないものを除く (A)	達成項目数 (B)	達成率 (%) (B/A)